

報 告 第 1 1 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

市立本郷中学校大規模改造建築工事（第2期工事）変更請負契約の締結について

平成30年11月27日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 工 事 名   | 市立本郷中学校大規模改造建築工事（第2期工事）                                |
| 2 施 工 場 所 | 富士見市大字水子地内   |
| 3 履 行 期 限 | 平成30年10月15日  |
| 4 請 負 金 額 | 235,029,600円   |
| 5 変更請負金額  | 236,192,760円   |
| 6 請 負 業 者 | 富士見市鶴馬3丁目33番9号鶴馬マンション201号<br>斎藤工業株式会社埼玉西営業所<br>所長 鈴木 純 |

平成30年10月9日

富士見市長 星 野 光 弘 印